

Web サイトを作成し、自分の興味のあることを紹介しよう

—あなたの発信する情報は大丈夫？トラブルから学ぶ著作権—

弘前市立第一中学校
教諭 相澤 崇

1. はじめに

近年、コンピュータや携帯電話などの情報通信機器が発達・普及し、情報通信機器を介して他者の著作物を容易に利用することができるようになった。しかし、その反面、一部の利用者は他者の著作物を無断で複製・販売などの行為をし、著作権侵害行為として問題となっている。平成 22 年 6 月には中学生が著名なマンガを無断で複製し、インターネット上の動画サイトにアップロードをし、違法行為として警察に逮捕される事件も発生している。このように情報通信機器の発達から著作権に関する違法行為は、年齢に関わらず発生していることから、学校教育で子どもに対する著作権教育を行い、必要な知識や判断力の育成することが求められている。

平成 24 年度から完全実施される中学校学習指導要領では、著作権に関する内容の拡充が図られ、総則、国語、音楽、美術や技術・家庭科で取り扱いが示されている。技術・家庭科技術分野（以下、技術科）では「D. 情報に関する技術」で著作権に関する指導内容を取り扱うことが示され、映画や楽曲等の違法な複製が制作者に経済的な損害を与えるとともに、制作意欲の減退などの悪影響を及ぼすことを理解させることが指導例として明示されている。つまり、技術科では著作権に関する知識だけでなく、著作者や社会に与える影響を関連させて指導し、技術の習得をさせることを求めている。

本校の技術科では、第 1 学年において「D. 情報に関する技術」の内容を取り扱い、そこでは各メディア（文字、文章、図、写真、音、動画など）の複合的な利用方法を学び、その後、Web サイトの制作を行っている。Web サイトの制作では自作したメディア以外に、他者の制作したメディア（著作物）を取り扱うことから、

並行して著作権に関する指導も行っている。本実践は中学校新学習指導要領に基づく第 1 学年の技術科における著作権教育の実践例である。そして第 4 章に学習指導計画を示す“著作権問題を考えよう”を中心に授業実践を報告する。

2. 著作権を尊重する態度の育成のために

著作権に関する内容は、子どもたちにとって難解な用語や法律の解釈が必要となる。しかし、各種用語や法律の単純な理解のみでは、教師から子どもたちへの一方的な知識伝達型の指導になりがちで、子どもが主体的に著作権を尊重する態度を十分に育成することは難しいと考える。著作権を尊重する態度の育成のためには、実際に起きている問題に触れさせ、違法行為が著作者、著作権者、そして社会にどのような影響を与えているかをじっくり考えさせ、その上で子どもたちに著作権の必要性を理解させる指導が必要と考える。

そこで本実践では、上記の点をふまえて、以下の点で工夫を試みた。第一に子どもたちと関連性がある著作権に関する事件を採り上げ、事件の概要を伝え、“どのような著作者の権利を侵害しているか。”、“社会に与えた影響”などの問題について考えるための話し合い活動を設定し、子どもたちに問題点を追及させる授業を設定した。第二に授業で学んだ知識を活かすため、自分の興味のあることをインターネット上で紹介することを前提とした Web サイトの制作を設定し、その制作の中で、他者の著作物の利用規定、利用のための手続き、自身の著作物の利用規定などについて実践的な態度を育成する場面を設けることとした。

3. 単元の指導計画について

- (1) 単元名：Web サイトを作成し、自分の興味のあることを紹介しよう～あなたの発信する情報は大丈夫？トラブルから学ぶ著作権～
- (2) 配当時間：6 時間
- (3) 単元の指導計画

指導内容及び学習活動
<p>○ 1 時間目</p> <p>○ 題材：Web サイト制作～紹介したい内容を考えよう～</p> <p>○ 学習内容</p> <p>① 著作物って何？ 著作権の権利とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な著作物の例を通して、著作物の種類について理解する。 ・著作権について（著作財産権） <p>② Web サイトで紹介したい内容を考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web サイトで公表することを前提に紹介したい内容をいくつか考える。
<p>○ 2 時間目</p> <p>○ 題材：著作権問題を考えよう～著作権の権利を守る必要性について理解を深めよう～</p> <p>○ 学習内容</p> <p>① 著作権に関する違法行為について理解を深める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借りてきたDVDの視聴会 ・自分のCDのバックアップ ・鑑賞した映画のストーリーをブログで公開 <p>② 著作権侵害問題について考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生が動画サイト（YouTube）に人気漫画をアップロードした事件 ・ドラえものの最終話同人誌問題
<p>○ 3～6 時限目</p> <p>○ 題材：Web ページの制作～自分の興味のあることを紹介しよう～</p> <p>○ 学習内容</p> <p>① 情報の収集～他者の著作物の利用制限～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由利用マーク，利用規定の確認 ・引用について ・リンクについて <p>② 情報の表現～伝えたい内容を見やすくまとめよう～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見出し（タイトル）のつけ方 ・図・表のタイトルについて <p>③ 自分の著作物の利用制限は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作物の保護期間 <p>④ 作成したWebサイトを評価し，学習のまとめをしよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成した作品を自己評価する。 ・著作権の意義について ・情報化社会において情報発信する際に気をつけること

注) 第2時限目は4章で詳細の学習指導計画を示している

3.1 YouTube サイトへの人気漫画の違法アップロード事件

平成 22 年 6 月に動画サイト YouTube に週刊少年漫画誌に掲載されている人気漫画（銀魂，NARUTO-ナルト-など）を動画ファイルとして、権利者に無断でアップロードした愛知県の男子中学生(14 歳)が著作権法違反(公衆送信権侵害)の疑いで逮捕された事件。

同年代の中学生が起こした事件，自分達が読んでいる人気漫画に関わることを，そして利用したことがある動画サイト（YouTube）で起きた出来事であったため，授業で採り上げた際，多くの子どもたちがこの事件に関心を持った。

3.2 ドラえもん最終話同人誌問題

インターネット上に流布されていたドラえもんの最終回をベースに，ある作家が新たなアレンジを加えてドラえもんの最終話を制作し，同人誌に掲載・販売した問題。

同人誌発売後，藤子・F・不二雄氏の真作であると勘違いした多くの読者が，出版社に対して問い合わせたため，著作権者（出版者，藤子プロダクション）がこの問題を深刻に考え，著作権侵害を作家に通告した。著作権者の通告を受け，作家は著作権侵害を認めて謝罪し，在庫を廃棄処分し，得た利益を返還することになった。

著作権者である小学館の担当者は，「ドラえもんの最終話は亡くなられた藤子先生の胸の中だけであり，この同人誌によって，藤子先生が作り上げた世界観が変質してしまうようなことがあってはならないと思っている。」とコメントを述べている。

大人から子どもまで誰もが知っている漫画の著作権問題であるため，子どもたちの関心は非常に高かった。この同人誌で公開されているストーリーを本物のドラえもんの最終話と思いこんでいた子どもたちも多くいた。過去のニュースであるが，同人誌が与えた社会的な影響の大きさを考えられる著作権問題であった。

4. 学習指導計画 (2/6)

(1) 題材名 著作権問題を考えよう～著作権者の権利を守る必要性について理解を深めよう～

段階	教師による働きかけ	学習活動及び 生徒の活動と予想される反応	指導上の留意点
導入 8分	<p>①既習事項を確認する Web サイトの制作するにあたり、著作物や著作権について学びました。</p> <p>②著作権侵害行為について質問をする プリントにいくつか著作権に関する問題を書いています。著作権を侵害する行為かを○×で答えてください。</p> <p>③本時の目標の提示 他者の著作権を侵害することをなくしていくために、実際に起きた著作権侵害問題を取り上げて著作権制度の必要性について理解を深めましょう。</p>	<p>①既習事項を確認する ・著作権について学びました。 ・著作物の種類を学習しました。 ・Web サイトの内容について考えた。</p> <p>②著作権侵害行為の問いを回答する ・借りてきた DVD の映画 DVD を見るために、友達を呼んで無料の上映会を開いた。 ・公開している映画のストーリーが面白いので自分のブログに全てのストーリーを掲載した。</p> <p>③本時の目標を確認 ・本時の目標と学習活動を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータを起動し、各自でログインをする。 ・挙手・指名 ・ワークシートを配布 ・回答は挙手で確認する。 ・解説は生徒用コンピュータの画面に一斉送信をする。
著作権者の権利を守る必要性について理解を深めよう			
展開 30分	<p>④問題事例1を紹介 最初に紹介するのは、中学生が起こした著作権侵害事件になります。 ・YouTube への違法アップロード事件を紹介する</p> <p>⑤事例1について生徒の考えを深める なぜ、このような行為をしたか。著作者はどのような気持ちまたは影響を受けるか。社会に与える影響を考えてみましょう。</p>	<p>④問題事例1の内容について教師の説明を聴く ・中学生が起こした YouTube への人気漫画の違法アップロード事件の概要を確認する。</p> <p>⑤問題の原因、著作者の気持ち、社会に与える影響等を考え、発表する ・友達に見せたくてやった。 ・YouTube には他にも著作権に違反する動画があり、悪いこととは思っていなかったのでは。 ・著作権のことを知らなかったから起きたのではないか。 ・せっかく、苦労した大切な作品が粗末な画像に変えられた。 ・苦労して描いた作品の売り上げ、少なくなり、収入が少なくなる。 ・収入が減りやる気がなくなる。 ・同じようなマネをする人が増える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウザでコンピュータソフトウェア著作権協会のサイトで公開されている著作権侵害事件のページを生徒用のコンピュータのモニターに送信する。 ・挙手、指名 ※生徒の一人一人の考えや意見を丁寧にひろいあげ、板書をし、著作権に関する意識が深まるような雰囲気を作っていく。

<p>展 開 30分</p>	<p>⑥問題事例2紹介 自分だけでなく、著作者、社会などに様々な影響を与ええる重大なことです。もう一つ違う事例について考えてみましょう。 ・ドラえもん最終話同人誌問題を紹介する。</p> <p>⑦事例2について生徒の考えを深める ドラえもんという作品に作者は生涯の半分以上をかけてきたと思います。作者の藤子先生は最終話を描かずに亡くなっていますが、この作品を見たときに藤子先生やその関係者はどのように思いますか。また、ドラえもんのファンはどのように感じますか。</p>	<p>・動画サイトのイメージが悪くなる。</p> <p>⑥問題事例2の内容について教師の説明を聴く ・ドラえもんの作者は亡くなっていること ・作者、出版社などの関係者の思いを考えながら聴く</p> <p>⑦故人や関係者の気持ち、社会に与えた影響について考える ・藤子先生の描きたかった最終話とは違うと思う。 ・本当のファンは、藤子先生に描いて欲しかったと思う。 ・どんなにいい話でも、藤子先生のドラえもんの世界を壊すよう思えてきた。 ・話を想像するまでは良いが、それを販売するのはやはり問題がある。</p>	<p>・事件の概要をまとめたスライドを生徒用のコンピュータの画面に送信する。</p> <p>・挙手、指名 ※生徒の考えや意見を丁寧にひろいあげ板書していく</p>
<p>まとめ 12分</p>	<p>⑧2つの問題となった事例から著作権に関する問題はなぜ起きるのか。そして起きることによってどのような人々にどんな影響を与えるか考えてみましょう</p> <p>⑨本時のまとめ 著作権侵害行為は著作者の制作意欲を無くす行為や著作権者利益を損ねる行為です。社会に与える影響も大きいものです。そして違法行為者は、刑事的な責任の他に民事的な責任も背負うこととなります。他者の著作物を利用する場合、正しい手続きが必要になります。この点をしっかり理解し、作品づくりに活かしていきましょう。</p> <p>⑩次時の予告</p>	<p>⑧2つの事例で発表された問題の原因、著作者の気持ち、社会に与える影響についてワークシートに整理をしていく。</p> <p>⑨本時のまとめ ・著作者に許可なく無断で利用することは、著作者の意欲をなくすことであり、社会に影響を与ええることを知る。 ・社会全体で著作者の権利を尊重する態度が必要であることを知る。</p> <p>⑩次時の学習内容を確認</p>	<p>・ワークシートに記入</p> <p>・2, 3名に発表</p> <p>・ワークシートの自己評価欄に(4件法)本時の自己評価を記入する。また、理解したことや感想を記入する。</p> <p>・コンピュータの電源を切る。</p> <p>・自己評価カード回収</p>

5. 成果と課題

授業のまとめで、授業で学んだことや理解したことを自由記述でまとめさせたところ、下記に示す感想があった。

- 中学生が逮捕されるような事件が起きているなんて思いもしなかった。何も考えないで人の著作物を勝手に利用すると、とんでもないトラブルがあるということを初めて知りました。著作者のことを考えない行為はしてはいけないと自覚できました。
- 作った人が一生懸命世の中に広めようとした努力を考えると、他人の著作物を無断で使用するはいけないと思いました。インターネットの世界ではルールを守れていない人がいっぱいいるけど、著作権のことを正しく理解してないことが原因だと思いました。
- 今まで著作物を作った人の権利について考えたことはなかった。著作者が苦勞したことを考えると著作権は当たり前の権利であると思った。
- ドラえもんの最終話は、けっこういい話かなと思ったけれど、よく考えると藤子先生が望んではいないことだと思いました。著作権に反する行為はやはり自分勝手な行動が起きていると思いました。
- 個人で使用する場合や学校の授業で使用する場合など、他人の著作物を利用するとき、区別があることがわかりました。自分の都合でその利用区分を変えては、いけないと思いました。

○著作権に違反する人は、やはりどこか自分勝手な部分というか、自分優先的な考えがあると思いました。

当初、授業で実際に起きた著作権に関する問題や事件を採り上げることに對して、子どもたちがどのような反応をするかは大変心配であった。しかし、実際に著作権に関する問題や事件を採り上げると、ほとんどの子どもたちが関心を持って授業に取り組んでくれた。そして授業での話し合い活動を通して著作者や著作権者の苦勞を考えられるようになり、なぜ著作権制度が必要かということを理解するようになってきた。

並行して行った Web サイトの制作活動でも著作権に関する意識は高く、他の著作物利用の際にはサイト内の利用規約などを確かめるようになった。

今後もいろいろな機会を通して著作権に関する指導は必要と考えるが、中学校1年生の段階で他者の著作物の権利を尊重する態度の育成は十分に図れたと考えている。

新学習指導要領では、技術科以外にも国語、音楽、美術などで著作権に関する内容を扱うことになっている。今後は他教科と連携しながら、中学校全体での著作権教育に関するカリキュラムを作成し、授業実践していきたい。

6. 生徒の作品例（Web サイトの制作例）

